

議案第 117 号

伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例の一部改正について

伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年9月2日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例の一部を改正する条例（平成19年伊賀市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、環境保全市民会議代表」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例第3条第2項の規定により委嘱されている委員（環境保全市民会議代表に限る。）は、改正後の伊賀市一般廃棄物の収集、運搬、処分及び浄化槽清掃業の委託、許可、更新等（取消し及び停止を含む。）に関する審査委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、その任期が満了する日まで、なお委員として在任するものとする。